

～ 法律事務職員向け実務講座～

第15回 東海JALAP実務セミナー

テーマ 相続法改正と実務への影響

講師

弁護士 市川 哲宏 先生

(弁護士法人春日井法律事務所)

2018年7月に相続法が大きく改正され、2019年7月1日から施行されることになりました(一部を除く)。主な改正内容は、①配偶者居住権の創設、②遺産分割に関する見直し、③遺言制度に関する見直し、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の6点です。

本セミナーでは、このような改正事項や制度の新設事項のうち、私たち事務職員が関与する頻度の高い分野を中心に解説していただき、実務上の変更点や改正に伴う影響について考えていきたいと思います。

講師は、日弁連・事務職員能力認定研修で講師を担当され、「声が大きくて話が分かりやすい」と定評のある市川弁護士です。

ぜひ、この機会を利用して、多めに学び合いましょう。



2012年弁護士会登録
重点取組分野：相続、高齢者関係、刑事事件、交通事故など

日時

2019年4月5日(金) 18:30～20:30

(セミナー後に懇親会を予定しております)

場所

ウインクあいち 1109会議室

受講費

2000円

定員の都合上、先着40名とさせていただきます。

4月1日(月)までに裏面の<参加申込書>にてお申込下さい。

JALAP (Japan Association of Legal Assistants & Paralegals) は、日弁連事務職員能力認定試験の合格者を中心に2013年に結成された団体で、弁護士業務を的確にサポートすることを目的に、事務職員向けの研修会の開催や、書籍の出版をしております。



〈 参加申込書 〉

弁護士法人愛知リーガルクリニック 日栄（ひえい）宛
TEL 052-937-8191 FAX 052-937-8138 Mail tokaijalap@gmail.com

2019年4月5日（金）実務セミナー「相続法改正と実務への影響」に参加します。

お名前 _____

連絡先 _____

事務所名 _____

→ 上記宛に，電話，FAX，メールにて，4月1日（月）までにお申し込み下さい。お問い合わせについても，こちらにお願いします。

1 本セミナーで知りたいこと，ご質問があれば記載して下さい。

2 東海JALAPへのご要望，希望する研修テーマなどがあれば記載して下さい。

ご質問事項などは，可能な限り本セミナーの内容に反映したいと思います。また，「こういう場合はどうするの？」など，具体的なお質問でも結構です。どしどしお寄せ下さい。

【講師からのひとこと】

相続法改正により，2019年1月13日から自筆証書遺言に添付する財産目録を自筆でなくてもパソコンで作成することが可能となっております。このような実務変更点の例を取り上げながら解説をしますので，みなさまのスキル・アップにつながればと思います。